【様式5-1】

|  |
| --- |
| 【１－１】事業実施計画 |
| 【評価項目設定の趣旨】本事業は、廃棄物の適正処理及び廃棄物発電の特性等を十分理解した上で、実施することが重要である。具体的には、清掃工場の稼働状況に応じた余剰電力の変動特性（ライフラインとして位置付けられる廃棄物処理が最優先される点、ごみ性状・処理量・焼却炉負荷率等による変動、施設の緊急停止による余剰電力量の大幅な低下等）、電力供給先の電力使用特性などの多くの複合的要因を考慮し、柔軟かつ安定的に事業を実施することが求められる。以上を踏まえ、事業を安定的に実施するための計画（事業実施計画）について優れた提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容】⑴　事業実施体制（技術的評価項目に係る提案内容も含む）について具体的に記載すること。特に、次の内容は、必ず記載すること。・入札参加者以外の関連事業者も含めた具体的な役割、人員配置計画、バックアップ体制・発注者との窓口等の連絡体制（通常時、緊急時）・指揮命令系統、責任体制の構築⑵　事業スケジュール（技術的評価項目に係る提案内容も含む）について具体的に記載すること。また、工程管理上、配慮・工夫すべき点について具体的に説明すること。⑶　安定的に事業を実施するために配慮・工夫すべき点について具体的に説明すること。特に、突発的な電力変動があった場合のリスク管理・対応等の本事業で想定されるリスクを抽出し、その管理・対応について具体的に説明すること。

|  |
| --- |
| 【リスクに関する記載事項の例】リスクの内容、リスクコントロール方法、リスク顕在化時対応策、リスク負担者　等 |

【その他】⑴　本様式5-1の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-1の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |

【様式5-2】

|  |
| --- |
| 【１－２】余剰電力の効果的な活用 |
| 【評価項目設定の趣旨】本市が指定する施設（庁舎関連施設、ごみ処理関連施設、小学校等の一部）に余剰電力を供給することを本事業の必須要件としているが、本事業のスキームでは、余剰電力を一旦、事業者に売却し、その後、本市指定施設に電力供給するという方式（小売電気事業者を通じた余剰電力の売却＋調達）を採用しているため、本市が従来採用してきた自己託送制度に比べて、事業者による余剰電力活用の余地が大きい。また、余剰電力量に対する市有施設での電力需要を約８割に設定していることから、残り２割分の余剰電力は事業者の帰属となる。このような本事業スキームの特徴から、事業者の優れた技術やノウハウ等を活かし、余剰電力を活用した更なる取組が期待される。以上を踏まえ、余剰電力を活用した電力の地産地消、市域内の温室効果ガス排出量の削減につながる更なる提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容・評価の視点】余剰電力を活用した取組について具体的に記載すること。官民連携（民間事業者への電力供給）や発展性・新規性といった観点も踏まえて、具体的に説明すること。【その他】⑴　本様式5-2の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-2の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について、分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |

【様式5-3】

|  |
| --- |
| 【１－３】再生可能エネルギーの導入 |
| 【評価項目設定の趣旨】本市域の温室効果ガス排出量の削減に向け、市有施設をはじめとした市域内への再生可能エネルギーの導入は重要な取組として位置付けられる。一方、市有施設においては、経済性や設置場所の制約等から再生可能エネルギーの導入（特に太陽光発電設備の設置）が進んでいない状況にある。このような状況を打開するため、事業者の技術・ノウハウ等を活かしながら再生可能エネルギーの導入に係る取組を実施することで、市域内（特に市有施設）における再生可能エネルギーの更なる導入を促進させることが期待される。以上を踏まえ、再生可能エネルギー導入促進について、優れた提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容・評価の視点】市域内（特に市有施設）における再生可能エネルギー導入促進に関する取組について、具体的に記載すること。注）　本事業で太陽光発電設備等を設置する場合、本事業の契約内容に提案内容が含まれることとなる点及び本提案内容に係る費用は入札額に含まれる（電気料金以外の支払方法は想定していない）点に留意すること。（他の評価項目についても同様）ただし、やむを得ない場合は別契約とすることも想定しているが、あくまで本事業の契約内容（電気料金としての支払のみ）を踏まえた提案とすること。【想定される提案の一例】本市市有施設である北部資源選別センターへの太陽光発電設備及び蓄電池の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 | 安佐北区安佐町大字筒瀬864番地 |
| 施設概要 | ・本市が設置する一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）・指定緊急避難場所に指定 |
| 手　　法 | オンサイトＰＰＡ |
| ＰＰＡ単　価 | ・本事業で供給する電力量料金単価（燃料費等調整単価・再エネ賦課金を考慮）を踏まえた金額（同程度以下）であることが望ましい。・ＰＰＡ単価は、活用する補助制度を記載した上で、「補助金活用あり」の場合と「補助金活用なし」の場合を提示すること。 |
| 補 助 金 | 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の活用の可能性がある。他の補助制度も含め、事業者において活用可能な補助制度を十分調査すること。 |
| そ の 他 | ・設備仕様、容量等を明確にすると共に、容量決定根拠、図面等を添付すること。・提案内容によっては、経済性等を踏まえ、本市の判断により採用しない可能性がある。 |

※　上記は例示であり、提案を必須とするものではない。また、これ以外の提案を妨げるものではない。【その他】⑴　本様式5-3の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-3の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について、分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |

【様式5-4】

|  |
| --- |
| 【１－４】環境学習・環境啓発の推進 |
| 【評価項目設定の趣旨】市内有数の温室効果ガス排出事業者である本市が、本事業を通じて、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むことで、市民や市内事業者に温室効果ガス排出量の削減の取組を促していくことが重要である。特に、本事業で活用する余剰電力を発生させる清掃工場（中工場及び安佐南工場）は市内小学校の主要な社会見学先となっており、また、余剰電力供給先の多くは市民・市内事業者が頻繁に利用する施設となっていることから、このような状況も活かしながら環境学習・環境啓発に繋げていくことが効果的である。以上を踏まえ、市民及び市内事業者に対する環境学習・環境啓発について優れた提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容・評価の視点】市民・市内事業者に対する環境学習・環境啓発について、具体的に記載すること。提案に当たっては、本事業で実施する範囲及び本市が実施する範囲を明確にすること。また、次の内容は必ず記載すること。・市内小学生への効果的な環境学習・市民・市内事業者への効果的な環境啓発【想定される提案の一例】⑴　社会見学先の清掃工場に設置するパネル作成⑵　市民・事業者向けのリーフレット・ポスター作成※　上記は例示であり、提案を必須とするものではない。また、これ以外の提案を妨げるものではない。【その他】⑴　本様式5-4の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-4の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について、分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |

【様式5-5】

|  |
| --- |
| 【１－５】今後の事業展開に向けた検討 |
| 【評価項目設定の趣旨】本事業では、中工場（平成１６年供用開始）及び安佐南工場（平成２５年供用開始）の２工場で発生した余剰電力を対象としているが、令和１０年１０月に新南工場（現在、建設工事中）が供用開始した後は、本市清掃工場から発生する余剰電力量が大幅に増加（５割以上の増加）する見込みである。このような状況から、本事業（令和７～１０年度）は、次期事業（令和１１年度～）に向けた第１ステップとしても位置付けており、本事業の実施内容を適切に検討・検証し、次期事業に繋げていくことが重要である。以上を踏まえ、本事業の実施内容を踏まえた今後の事業展開の検討について、優れた提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容・評価の視点】次期事業に向けた本事業の実施内容の検討・検証手法について、具体的に記載すること。特に、次の内容は必ず記載すること。・検討・検証の具体的な実施方法、具体的な進め方（スケジュール）・検討・検証すべき具体的な内容・検討・検証に当たって配慮・工夫すべき点【その他】⑴　本様式5-5の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-5の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について、分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |

【様式5-6】

|  |
| --- |
| 【１－６】その他有効な提案 |
| 【評価項目設定の趣旨】温室効果ガス排出量の削減に係る施策は、民間事業者の技術・ノウハウ等の活用や関係者間の連携といった様々な要素を踏まえて進めていくことが重要であり、本事業においても、これらの視点で、多角的かつ効果的に施策を実施し、地域脱炭素化へ向けた取り組みとなることを期待している。以上を踏まえ、他の評価項目にはない事項に関して、事業者の提案内容も含めた本事業の実施内容を強化・補完するために独自で行う有効な提案について、優れた提案を期待し、評価項目として設定するものとした。【提案内容・評価の視点】他の評価項目にはない事項に関して、事業者独自の提案内容を具体的に記載すること。なお、次の点に留意すること。・提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について説明すること。・内容が単なる蛇足的な提案にならないこと。・本事業の趣旨・コンセプトに沿った提案内容とすること。【想定される提案の一例】⑴　市有施設へのＥＶ充電装置の設置※　上記は例示であり、提案を必須とするものではない。また、これ以外の提案を妨げるものではない。【その他】⑴　本様式5-6の枚数は指定しない。⑵　提案内容を補完するための補足説明資料（提案内容の根拠を示す詳細資料等）を参考資料として添付することも可とする。その場合、本様式5-6の次に添付すること。⑶　各提案の内容に応じ、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、本事業との関連性・親和性、具体性・有効性、発展性・拡張性等の観点から、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市のメリット等について、分かりやすく明確に提案内容を記載すること。枠内の文章は削除すること。 |